

「令和5年度町内会加入促進啓発事業等」企画運営業務 仕様書

1 業務名

「令和5年度町内会加入促進啓発事業等」企画運営業務

2 背景

町内会・自治会は、防犯や防災、高齢者福祉、子どもの育成、除排雪など、札幌市民の生活を支えるさまざまな活動において重要な役割を担っている。

しかし、近年では、町内会等の加入率が低下し、活動の担い手不足や活動への参加者の減少など課題が浮き彫りになっている。

町内会に関する情報を多くの市民に提供することによって、一定の加入促進につながると思われる。また、未加入者への「効果的な情報提供」が重要であり、その手法については「チラシ・パンフレット」「SNS」「フリーペーパー」「テレビCM」等の様々な媒体を用いた継続的な情報提供が必要であるため、各種広告媒体等を用いた啓発活動を行う。

3 目的等

平成25年度から令和元年度にかけては、町内会活動を自分事として考えてもらう、ということコンセプトとして、町内会・自治会検索サイト「マチトモNavi」の周知と利用の促進のため、各種広告媒体による情報発信のほか、住民が多く集まる地域の夏まつり等を中心に、町内会加入促進啓発ブースを出展し、地域の町内会とも連携しながら、町内会活動の意義や役割の啓発を行った。

令和2年度から令和3年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により、イベント等のブース出展を縮小し、今後の町内会活動を担う世代を対象としたSNSやYouTube広告等による情報発信を中心に、札幌駅前地下歩行空間を活用したパネル展等のイベントも行った。

令和4年度も引き続き、今後の町内会活動を担う世代に対し、町内会活動の意義や役割、「マチトモNavi」の利用について、各種広告媒体により周知する他、イベント等による直接的な働きかけを再開した。

こうした、各種広告媒体や直接的な働きかけにより、町内会活動の啓発広報や町内会検索ページへの誘導など一定の成果が出たと考えているが、地域活動の担い手不足や参加者の減少は引き続き課題となっている。

令和5年度は、これまでの取組と課題に加え、「札幌市未来へつなぐ町内会ささえあい条例」を踏まえ、改めて町内会活動の意義や役割、「マチトモNavi」の認知度の向上について、各種広告媒体による周知を行う他、イベント等による直接的な働きかけも実施することで、幅広い世代へ情報発信を行い、町内会の加入を促進し、今後の活動の担い手につなげることを目的とする。

4 履行期間

契約締結日から令和6年3月29日までとする。

5 業務内容

本事業は年度を通して実施し、町内会活動の意義や役割を啓発する継続的かつ統一的内容となるよう留意すること。

詳細な事業内容は、企画提案の結果によって、札幌市と受託者で協議し、調整するものとする。また、受託者は決定した事業内容に基づく制作、運営等の業務全般を行い、それに係る連絡調整及び費用の支払い等を行うこととする。

企画内容は、下記に掲げる項目を満たしたものとする。

(1) 啓発における「テーマ（ストーリー）」の提案

町内会は地域の互助と親睦を担い、安心・安全で快適に暮らせるまちづくりに向けた様々な活動を行っており、地域の暮らしを支える町内会の意義や重要性を周知し実際の活動につなげるため、市民一人ひとりが、「他人事ではなく自分事」として興味を持つような「テーマ（ストーリー）」を設定し提案すること。

(2) 「テーマ（ストーリー）」の周知

(1)で設定した「テーマ（ストーリー）」を周知するための各種広告媒体を活用した広報などを実施する。

広報手法にあたっては、PRとなるリーフレット・チラシ・啓発物・動画等の市民への働きかけとなるツールを製作し、広報媒体である「SNS（Instagram、Facebook、LINE等）広告」「YouTube広告」「テレビCM」等を用いて実施すること。

なお、製作にあたっては、周知だけを目的とするのではなく、人の目を引くデザインや印象に残るキャッチフレーズ等を効果的に用いて、興味や関心を持てるよう工夫するとともに、効果的な活用を提案すること。

また、後述する「町」という文字をモチーフにした「マチトモ」マークの認知度向上に向けた内容も取り入れること。

(3) 不動産関連団体等との連携イベント

札幌市では、地域のまちづくり活動の役割と重要性を市民に周知し、町内会・自治会への加入促進を図るため、不動産関連団体等と協定を締結し、地域のまちづくり活動のPR等を連携して進めている（別添1参照）。

このため、協定を締結している北海道宅地建物取引業協会札幌地区5支部、全日本不動産協会北海道本部及びパーソルキャリア株式会社（旧株式会社インテリジェンス北海道支社）及び参加を希望する協定団体と連携し、町内会活動の意義や役割を啓発する合同イベントを1回実施すること。なお、参加する協定団体については、札幌市が選定するものとする。

協定団体等との連携イベントの内容は参加団体の了承を得る必要があることから、審査会での契約候補者選定後、受託者との契約前に調整を行う予定である。その結果次第で提案と異なる契約締結となる場合があることに留意して提案に参加すること。

(4) 直接的な働きかけ

町内会検索サイト「マチトモNavi」が体験できる機会や町内会活動について知る機会の提供など、直接的な働きかけを行うようなイベントや講座等を企画し、認知度向上を重視したイベントを3回程度実施すること。

詳細な内容については、受託後に札幌市と協議の上決定すること。

(5) 効果測定

(1)~(4)による効果について目標値を設定し、その測定を行うこと。

6 企画検討にあたって考慮すべき事項

- (1) 平成 25 年度から、「町」という文字をモチーフにした「マチトモ」(別添 2) マークを用い、また、平成 27 年度からは「マチトモ Navi」マーク(別添 3)を用い、継続性のある事業展開を実施していることから、令和 5 年度においても継続して両マークを用いること。
- (2) 地下鉄、電車等でポスターを有償掲出する場合は、その経費を見込むこと。
- (3) ノベルティを配布する場合は、その制作経費も見込むこと。
- (4) 事業全体の企画にあたっては、他自治体の同様の取組等もふまえること。
- (5) 民間企業・団体との連携等も積極的に検討し、効果的な企画内容とすること。ただし、民間企業・団体と連携する際の調整は受託者が責任を持って行うこと。

7 報告書の作成

(1) 事業報告書

本業務の実施結果について業務報告書にとりまとめ 1 部を提出すること。作成した報告書及び当日の支援で作成した冊子等の原稿データは、Windows10 に対応した Word 文書等で、事後にテキスト修正が可能な状態のデータを CD 又は DVD に保存し併せて納品すること。

※ 原稿データに関してはイラストレーター等の作画ソフトでの納品も可能とするが、使用するバージョン等については協議して進めること。

(2) 個人情報取扱状況報告書(様式 1)

毎月終了後に個人情報取扱状況の報告を別添の様式 1 にて 1 部提出すること。

8 留意事項

- (1) 本業務の遂行にあたり知り得た一切の事項について、外部に漏洩しないこと。また、委託者である札幌市が提供する資料等を第三者に提供したり、目的以外に使用したりしないこと。
- (2) 受託者は、本業務の遂行にあたり、第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権、プライバシー又は肖像権・パブリシティ権その他の権利を侵害しないことを保証すること。第三者から成果物に関して権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者の費用および責任において解決するものとし、かつ札幌市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
- (3) 受託者は、本業務の成果物に関連する著作権(著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。)を、成果物の納入、検査合格後、直ちに札幌市に無償で譲渡するものとする。

札幌市は、著作権法第 20 条(同一性保持権)第 2 項に該当しない場合においても、目的物の改変を行うことができるものとする。

- (4) 受託者は、本業務の成果物の著作権者人格権を、札幌市又は札幌市が指定する第三者に対して行使しないものとする。
- (5) 成果物及び資料等について、著作権等は札幌市に帰属するものとし、札幌市の許可なく他に使用あるいは公表してはならない。
- (6) 成果物及び資料等について、著作権、肖像権等の権利関係を整理し、札幌市が同様の目的のためにそれらを使用することを妨げないようにすること。
- (7) 本仕様書に定める事項のほか、札幌市契約規則及び関係法令を遵守すること。
- (8) 受託者は、個人情報を取り扱う際には、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。
- (9) 企画提案の内容がそのまま契約となるものではない。具体的な契約内容等は、選定後に札幌市との交渉を通して決定するものとする。

9 その他

- (1) 業務の履行に当たっては、運営体制や担当者等の氏名など、事前に札幌市に報告すること。(様式は問わない。)
- (2) 委託業務の遂行にあたっては、委託者である札幌市と連携を密にして作業を進め、疑義が生じた場合や仕様書に定めのない事項については、委託者、受託者双方が協議をして、これを処理すること。

10 本件に係る問い合わせ先

札幌市役所 市民文化局 市民自治推進室

市民自治推進課 日向

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

電話：011-211-2253 F A X：011-218-5156

(別記)

個人情報の取扱いに関する特記事項

(個人情報の保護に関する法令等の遵守)

第1条 受託者は、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)、個人情報保護委員会が定める「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(行政機関等向け)」(以下「事務対応ガイド」という。)、**「札幌市情報セキュリティポリシー」**等に基づき、この個人情報の取扱いに関する特記事項(以下「特記事項」という。)を遵守しなければならない。

(管理体制の整備)

第2条 受託者は、個人情報(個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。)の安全管理について、内部における管理体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(管理責任者及び従業者)

第3条 受託者は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を定め、書面(当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。)により委託者に報告しなければならない。

- 2 受託者は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を変更する場合の手続を定めなければならない。
- 3 受託者は、保護管理者を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。
- 4 受託者は、従業者を変更する場合は、事前に書面により委託者に報告しなければならない。
- 5 保護管理者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう従業者を監督しなければならない。
- 6 従業者は、保護管理者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(取扱区域の特定)

第4条 受託者は、個人情報を取り扱う場所(以下「取扱区域」という。)を定め、業務の着手前に書面により委託者に報告しなければならない。

- 2 受託者は、取扱区域を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。
- 3 受託者は、委託者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出してはならない。

(教育の実施)

第5条 受託者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記事項における従業者が遵守すべき事項その他本委託等業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、従業者全員に対して実施しなければならない。

- 2 受託者は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、実施体制を確立しなければならない。

(守秘義務)

第6条 受託者は、本委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

- 2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。
- 3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。
- 4 受託者は、本委託等業務に関わる保護管理者及び従業者に対して、秘密保持に関する誓約書を提出させなければならない。

(再委託)

第7条 受託者は、やむを得ない理由がある場合を除き、本委託等業務の一部を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。

- 2 受託者が再委託する場合には、あらかじめ委託者に申請し、委託者から書面により承諾を得なければならない。
- 3 受託者は、本委託等業務のうち、個人情報を取り扱う業務の再委託を申請する場合には、委託者に対して次の事項を明確に記載した書面を提出しなければならない。
 - (1) 再委託先の名称
 - (2) 再委託する理由
 - (3) 再委託して処理する内容
 - (4) 再委託先において取り扱う情報
 - (5) 再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策
 - (6) 再委託先に対する管理及び監督の方法
- 4 受託者は、前項の申請に係る書面を委託者に対して提出する場合には、再委託者が委託者指定様式（本契約締結前に受託者が必要事項を記載して委託者に提出した様式をいう。）に必要事項を記載した書類を添付するものとする。
- 5 委託者が第2項の規定による申請に承諾した場合には、受託者は、再委託先に対して本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、委託者に対して再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 6 委託者が第2項から第4項までの規定により、受託者に対して個人情報を取り扱う業務の再委託を承諾した場合には、受託者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の手續及び方法について具体的に規定しなければならない。
- 7 前項に規定する場合において、受託者は、再委託先の履行状況を管理・監督するとともに、委託者の求めに応じて、その管理・監督の状況を適宜報告しなければならない。

(複写、複製の禁止)

第8条 受託者は、本委託等業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の許諾を得ることなく複写し、又は複製してはならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第9条 受託者は、本委託等業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 受託者は、委託者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の管理)

第10条 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報を保持している間は、事務対応ガイドに定める各種の安全管理措置を遵守するとともに、次の各号の定めるところにより、当該個人情報の管理を行わなければならない。

- (1) 個人情報を取り扱う事務、個人情報の範囲及び同事務に従事する従業者を明確化し、取扱規程等を策定すること。
- (2) 組織体制の整備、取扱規程等に基づく運用、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。
- (3) 従業者の監督・教育を行うこと。
- (4) 個人情報を取り扱う区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人情報の削除並びに機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。
- (5) アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止及び情報漏えい等の防止を行うこと。

(提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第11条 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報について、本委託等業務以外の目的で利用し、又は第三者へ提供してはならない。

(受渡し)

第12条 受託者は、委託者と受託者との間の個人情報の受渡しを行う場合には、委託者が指定した手段、日時及び場所で行うものとする。この場合において、委託者は、受託者に対して個人情報の預り証の提出を求め、又は委託者が指定する方法による受渡し確認を行うものとする。

(個人情報の返還、消去又は廃棄)

第13条 受託者は、本委託等業務の終了時に、本委託等業務において利用する個人情報について、委託者の指定した方法により、返還、消去又は廃棄しなければならない。

- 2 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により委託者に申請し、その承諾を得なければならない。
- 3 受託者は、個人情報の消去又は廃棄に際し委託者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- 4 受託者は、前3項の規定により個人情報を廃棄する場合には、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
- 5 受託者は、個人情報を消去し、又は廃棄した場合には、委託者に対してその日時、担当者名及び

消去又は廃棄の内容を記録した書面で報告しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

- 第14条 受託者は、委託者から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。
- 2 受託者は、個人情報の取扱状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び調査)

- 第15条 委託者は、本委託等業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受託者及び再委託者に対して、実地の監査又は調査を行うことができる。
- 2 委託者は、前項の目的を達するため、受託者に対して必要な情報を求め、又は本委託等業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

(事故時の対応)

- 第16条 受託者は、本委託等業務に関し個人情報の漏えい等の事故（個人情報保護法違反又はそのおそれのある事案を含む。）が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに委託者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、委託者の指示に従わなければならない。
- 2 受託者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、委託者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。
- 3 委託者は、本委託等業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

- 第17条 委託者は、受託者が特記事項に定める業務を履行しない場合は、特記事項に関連する委託等業務の全部又は一部を解除することができる。
- 2 受託者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、委託者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

- 第18条 受託者の責めに帰すべき事由により、特記事項に定める義務を履行しないことによって委託者に対する損害を発生させた場合は、受託者は、委託者に対して、その損害を賠償しなければならない。

地域のまちづくり活動団体への支援に関する協定書

札幌市（以下「甲」という。）と社団法人北海道宅地建物取引業協会札幌地区5支部（以下「乙」という。）は、町内会・自治会等の地域のまちづくり活動団体の支援について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地域のまちづくり活動の根幹を担う町内会・自治会等の地域のまちづくり活動団体を活性化するため、地域のまちづくり活動の普及啓発と転入者等に対する町内会、自治会等への加入促進に関する甲と乙の連携について、必要な事項を定めるものとする。

（連携する事項）

第2条 甲と乙は、下記の事項について連携する。

- (1) 甲が作成した地域のまちづくり活動の普及啓発に係るリーフレット等について、乙は当該リーフレット等の配架又は配布を協力する。
- (2) 甲の依頼に基づき、乙は、町内会、自治会等への任意加入について、できる限り加入を検討していただけるよう、契約書の雛型等に町内会費の項目を記載するなど、集合住宅等への転入者の契約時に特段の配慮を行う。
- (3) その他、特に必要な事項

（必要経費）

第3条 甲と乙は、本協定により必要経費が発生した場合は、その負担等について別途協議を行うものとする。

（協定の効力及び更新）

第4条 この協定は、締結の日から1年間をもって終了する。ただし、甲又は乙から期間満了1箇月前までに、相手方に対し書面による別段の意思表示がない場合は、本協定は自動的に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

（協議事項）

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、別に甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成23（2011）年 9月 13日

甲 札幌市

代表者 市長 上田 文雄



乙 社団法人 北海道宅地建物取引業協会 札幌中央支部

代表者 支部長 山本 登



社団法人 北海道宅地建物取引業協会 札幌東支部

代表者 支部長 篠原 義信



社団法人 北海道宅地建物取引業協会 札幌西支部

代表者 支部長 朝野 邦夫



社団法人 北海道宅地建物取引業協会 札幌南支部

代表者 支部長 細貝 政道



社団法人 北海道宅地建物取引業協会 札幌北支部

代表者 支部長 滝川 徹幸



地域のまちづくり活動団体への支援に関する協定書

札幌市（以下「甲」という。）と社団法人 全日本不動産協会 北海道本部（以下「乙」という。）は、町内会・自治会等の地域のまちづくり活動団体の支援について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地域のまちづくり活動の根幹を担う町内会・自治会等の地域のまちづくり活動団体を活性化するため、地域のまちづくり活動の普及啓発と転入者等に対する町内会、自治会等への加入促進に関する甲と乙の連携について、必要な事項を定めるものとする。

（連携する事項）

第2条 甲と乙は、下記の事項について連携する。

- (1) 甲が作成した地域のまちづくり活動の普及啓発に係るリーフレット等について、乙は当該リーフレット等の配架又は配布に協力する。
- (2) 町内会、自治会等への加入促進を目的として、地域のまちづくり活動の役割や重要性を啓発するイベント・パネル展などを実施する。
- (3) その他、特に必要な事項

（必要経費）

第3条 甲と乙は、本協定により必要経費が発生した場合は、その負担等について別途協議を行うものとする。

（協定の効力及び更新）

第4条 この協定は、締結の日から1年間をもって終了する。ただし、甲又は乙から期間満了1か月前までに、相手方に対し書面による別段の意思表示がない場合は、本協定は自動的に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

（協議事項）

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、別に甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成24(2012)年9月10日

甲 札幌市

代表者 市長 上田 文雄



乙 社団法人 全日本不動産協会 北海道本部

代表者 本部長 細井 正喜



地域のまちづくり活動団体への支援に関する協定書

札幌市（以下「甲」という。）と株式会社インテリジェンス 北海道支社（以下「乙」という。）は、町内会・自治会等の地域のまちづくり活動団体の支援について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地域のまちづくり活動の根幹を担う町内会・自治会等の地域のまちづくり活動団体を活性化するため、地域のまちづくり活動の普及啓発及び町内会、自治会等への加入促進に関する甲と乙の連携について、必要な事項を定めるものとする。

（連携する事項）

第2条 甲と乙は、下記の事項について連携する。

- （1）甲が作成した地域のまちづくり活動の普及啓発に係る記事紙面について、乙が制作発行する冊子等において適宜掲載する。
- （2）その他、特に必要な事項

（必要経費）

第3条 甲と乙は、本協定により必要経費が発生した場合は、その負担等について別途協議を行うものとする。

（協定の効力及び更新）

第4条 この協定は、締結の日から1年間をもって終了する。ただし、甲又は乙から期間満了1か月前までに、相手方に対し書面による別段の意思表示がない場合は、本協定は自動的に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

（協議事項）

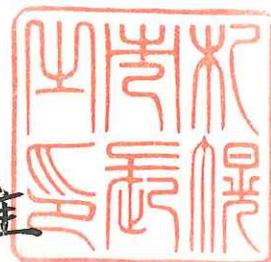
第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、別に甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成26（2014）年12月12日

甲 札幌市
市長

上田 文雄



乙 株式会社インテリジェンス 北海道支社
支社長

岡村 和徳



ロゴ(青)



ロゴ(白)



あなたはどこの町内会？



あなたはどこの町内会？

